

氏名(国籍)	おう	いち	れい	(中国)
	王	一	令	
学位の種類	博士(心身障害学)			
学位記番号	博甲第3312号			
学位授与年月日	平成16年3月25日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
審査研究科	心身障害学研究科			
学位論文題目	中国における聴覚障害児(者)の音韻と韻律知覚に関する聴能学的研究			

主査	筑波大学教授	医学博士	吉岡博英
副査	筑波大学助教授	博士(教育学)	鷲尾純一
副査	筑波大学助教授	教育学博士	加藤靖佳
副査	筑波大学助教授	教育学博士	桜井茂男

## 論文の内容の要旨

### (目的)

中国における聴覚障害児(者)の語音聴取能力を評価するための検査として、中国語の音声学的特徴に基づいて、音韻聴取と韻律聴取を独立に評価できる検査バッテリーを新たに試作し、実際に聴覚障害児(者)に適応して音韻及び韻律聴取能力の特徴を聴能学的に明らかにすることであった。

### (研究方法)

- 1) 音韻・韻律聴取検査バッテリーの試作：四声を第一声に統制した平坦音調音韻聴取検査と音韻連続を同一に統制した四声聴取検査及びイントネーション聴取検査を開発した。併せて刺激材料の音響的特徴を明らかにした。
- 2) 検査バッテリーの聴力正常児への試用：中国語普通話によって教育されている天津市内の小学生8～9歳児27名を対象に検査を行った。
- 3) 検査バッテリーの聴覚障害学生および聴覚障害児への適用：天津理工大学聾人工学院に在籍する聴覚障害学生21名と天津聾哑学校に在籍する児童生徒18名(9～18歳)であった。

### (結果と考察)

#### 1) 検査バッテリーの聴力正常児への試用

すべての検査で高い正答率が得られ、天津市内の小学生では、共通の普通話音韻知覚と韻律知覚を有していることが示された。また、検査方法についても本検査バッテリーが小学校低学年に適用可能であることが確認された。

#### 2) 検査バッテリーの聴覚障害学生および聴覚障害児への適用

- ① 聴覚障害学生に適用し、音韻聴取能力および韻律聴取能力と聴力レベルとの関係、音韻聴取能力と韻律聴取能力との関係、さらに聴き誤り等の分析を通して、聴覚障害児教育に利用可能な聴能学的資料が提供できる見通しを示した。
- ② 聾哑学校在籍児童生徒に適用して、中国語普通話を聴取する際の中国人聴覚障害児の聴能学的特徴

を明らかにすることができた。音韻聴取検査においては、平均聴力レベルとの負の相関関係は認められたが、音韻聴取率が全体として低い結果となった。この理由として、相互に異聴が生じやすい音韻が多く含まれていることを示した。四声聴取検査においては、平均聴力レベルとの負の相関関係が認められたが、日本のアクセント聴取検査における識別率（申請者による博士課程中間評価論文）と比較すると、高い四声聴取率が得られる結果となった。この理由として、四声においてはピッチ変化だけでなく母音部分の持続時間の情報も有力な手掛かりになっていることが推察された。

音韻聴取検査と韻律聴取検査との関係の分析から、音韻聴取において低い正答率であっても、四声の聴取はかなり正確にできている場合が多いことが示された。このことから、中国語普通話においては四声の情報が語音聴取するには大きな手掛かりとして利用されていることが推測された。

いくつかの事例について行った音韻聴取検査の異聴分析からも、中国語普通話を話す聴覚障害児の場合、聴覚的に近似した音韻を聴取する際、常に四声によって識別手掛かりを得て音韻聴取の困難さを補っていることが推察された。

### 審 査 の 結 果 の 要 旨

中国において聴覚障害児の早期教育および聴覚活用教育が積極的に実践されはじめている。本論文で扱っている内容は、中国の今日的ニーズに即したものである点で評価できる。

中国で聴能評価のための検査が実際にどのように行われているか、文献の裏付けが十分に取れているとは言えないが、中国の現状からすればやむを得ない。

語音聴力検査として韻律と音韻の評価を独立に評価することを目的に、最もシンプルな形式のテストバッテリーをオリジナルに作成したことは高く評価できる。

健聴児、聴覚障害大学生、聾学校在籍児童生徒に適用して、本検査が実用的に利用できる用途を示した。

韻律聴取能力（四声聴取とイントネーション聴取）と音韻聴取能力を独立に評価することで、中国の聴覚障害児が声調言語である中国語の語音聴取をする際の特徴を、より明確にすることができた。

しかしながら、検査対象としたサンプル数は決して十分であるとは言えない。今後さらなる検証が必要である。

中国語の普通話を対象言語としているが、これを日常的に使用している地域がどの程度あるか、この地域外で本研究で試作したテストバッテリーがどの程度応用可能かなども課題である。

よって、著者は博士（心身障害学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。